

長 建 産 発 第 1 1 号
令 和 4 年 5 月 6 日

会 員 各 位

長 崎 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）が令和 4 年 4 月 15 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

本改正では、これまで労働安全衛生法の保護対象とされてこなかった労働者以外の者に対して、新たに事業者措置義務を課すものとなっております。

つきましては、標記について、全国建産連を通じ厚生労働省労働基準局長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

【参考】厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html